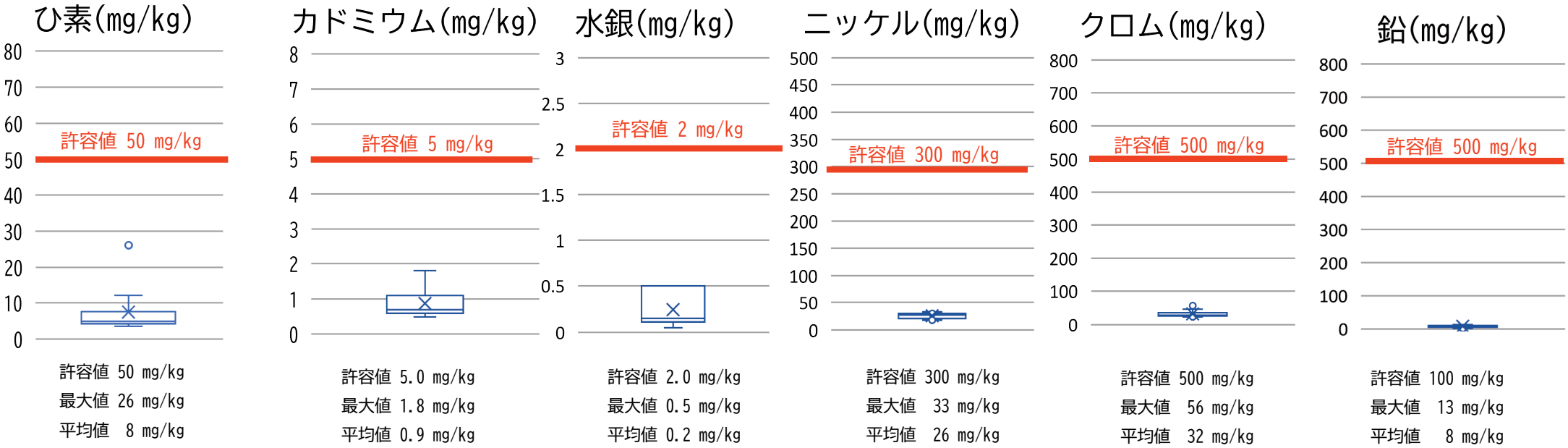
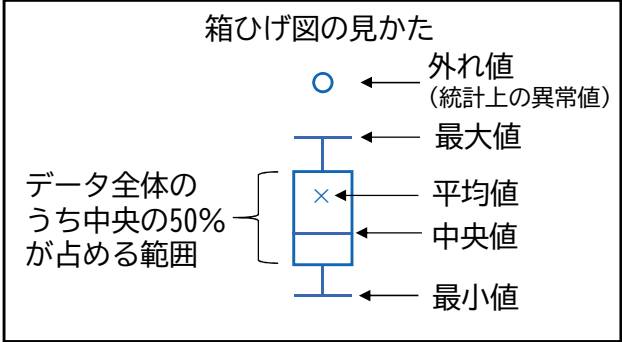


恵庭下水終末処理場から発生する汚泥を原料として製造された肥料中の重金属含有量について(R7.4)

いずれの重金属も肥料の公定規格として定められている許容値を大きく下回っています。



※恵庭下水終末処理場から発生した汚泥の一部は、道内の民間企業に搬出され、他の自治体の下水汚泥などと混合され、肥料化されています。

この図は、それらの民間企業にて製造された肥料の過去5か年分の成分分析データ (R2~R6)を基に作成したものです。

※許容値とは“肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の公定規格”として定められている肥料中に含有が許される重金属の量を示しています。